

藤沢駅周辺帰宅困難者等対策協議会規約

(名称)

第1条 この会は、藤沢駅周辺帰宅困難者等対策協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、災害等が発生した場合における公共交通機関の運行の停止又は遅延により、藤沢駅周辺において帰宅が困難となる者、又はやむを得ず当該地域から徒歩により帰宅する者(以下「帰宅困難者等」という。)に対して、必要な対策、支援を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- 1 協議会の会員相互の緊急連絡体制に関する事
- 2 帰宅困難者等への情報提供体制に関する事
- 3 藤沢駅周辺における一時滞在施設に関する事
- 4 帰宅困難者等の避難誘導體制に関する事
- 5 帰宅困難者等の安全確保後の徒歩帰宅支援に関する事
- 6 一斉帰宅の抑制に関する事
- 7 帰宅困難者等の対策訓練に関する事
- 8 エリア防災計画の作成に関する事
- 9 その他協議会が必要と認める事項についての調査、研究又は実施に関する事

(委員)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、協議会への参加を表明した者をもって構成する。

- 1 鉄道事業者
- 2 藤沢駅周辺に所在又は当該地域に関係する次の者
 - ア 大規模集客施設事業者
 - イ 民間企業者
 - ウ 商店会連合会・商店街
 - エ 商工会議所
 - オ バス等事業者

- 3 警察機関
- 4 消防機関
- 5 国・神奈川県・藤沢市
- 6 学校等の教育機関
- 7 その他、協議会において特に必要があると認める者

(役員)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名以内を置く。

(役員を選任方法)

第6条 会長及び副会長は、協議会で選任する。

(役員職務)

第7条 会長は協議会を代表し、協議会の事業を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第8条 協議会には、協議会の活動を円滑に進めるため、専門的知識を有する者をオブザーバーとして置くことができる。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 前項の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 第一項の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第10条 協議会には、会長が必要と認めた場合は作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会員は、委員の属する機関の構成員、又は会長が指名するものとする。
- 3 作業部会には部会長を置くものとし、部会長は会長の指名により決定する。
- 4 作業部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、藤沢市防災安全部危機管理課に事務局を置く。

(その他)

第 12 条 この規約に定めのない事項については、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 25 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。